

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和8年6月19日（金）
午後1時30分～午後2時30分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	松 岡 舟
委 員	久 保 博 紀
委 員	立 石 陽 志
委 員	岩 崎 明 子
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	山 下 友 通
総務課長	土 井 節 子
学校教育課長	高 木 康 弘
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
まなび文化課長	村 尾 剛 志
総務課副課長	森 信 博
学校教育課副課長	今 井 達 也
学校給食センター次長	島 村 貞 人

書 記	総務課庶務担当長	小野佳代子
-----	----------	-------

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第17号 専決処分の報告について（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解
嘱及び委嘱）

報告第18号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第19号 専決処分の報告について（情報公開）

- 報告第 20 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）
報告第 21 号 専決処分の報告について（丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱）
議案第 10 号 丸亀市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。岩崎明子委員、立石陽志委員。

7 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 18 号及び報告第 19 号を非公開と決した。

〔教育長〕

開会にあたり、昨今の状況について話をする。6 月に入った。新学期に入り、園や学校では、教育活動が順調に展開されている。印象深い子どもの姿を 2 つ紹介する。中学校の運動会が 5 月の末にあった。委員の皆様にも参加いただきありがたい。私が訪れた中学校は子どもたちがいきいきとした様子で頑張っていた。保護者の多さにも驚いた。どの中学校もそうだったと思うが、保護者の期待の大きさを感じるとともに、学校がしっかりと子どもたちと向き合って、充実した教育活動を展開しているということを発信する大きな機会になるというふうに思った。

先日、弁論大会があった。中学生、大手前丸亀中学校も含めて、8 校から 8 名が参加していた。8 名のどの生徒も経験したことから感じ、そして考え、伝えていた。特に、自分のつらかった思い、なかなか表に出したくない思いというのをしっかりと伝えている姿に感動した。その 1 つ 1 つの経験が、次の成長になるということを改めて感じた。

次に、学校訪問も始まったが、どの学校も教職員が誠実に子どもたちに向き合い、真摯に教育活動に取り組んでいると認識している。特に、数校見の中で、積み重ねることの大切さということを感じた。

1 つ目は、1 人 1 台端末のタブレットであるが、G I G A スクール構想が始まって今年で 6 年目になる。まだまだという面もあるが、その中学校は非常に日常化されてきていることを感じた。タブレットだけに頼ることなく、その特性を生かした使い方ができている。これは、飯山中学校が飯山北小学校を中心に、小学校から地道に積み重ねている結果だろうと思った。

2 つ目は、今どの学校も授業づくりがよりよい方向に変化している。中学校の英語の状況を見ると、校長先生がいうには、教員の意欲が変わってきたと。それが授業に繋がっているだろうというふうに感じた。

3 つ目、城乾小学校での訪問で思ったのは、外国にルーツのある子が三割はいる。城乾小学校には、教室の中で授業を見ると、子どもが隣の日本語が十分に出ない子どもに、「大丈夫」とか「頑張って」という自然な言葉かけができていた。また、学校全体に温かい雰囲気が本当に醸成されており、多様性の包摂という意味から、本当に素晴らしい学校づくりができていると感じた。この数十年間の城乾小学校の取り組みの積み重ねの成果だと思う。

4 つ目、不登校対応である。それぞれの子どもに応じた丁寧な対応を、どの学校もしてくださっており、好転して教室復帰や学校復帰に繋がった例もたくさんある。中学校で、廊下掲示を作ることに、校内サポートルームの生徒が参加をしていた。その子たちにすれば、何らかの形で学校に参加をする、教育活動に私も繋がる、そういうような思いになって、その次のステップに繋がっていくのだろう。それがすべての子どもたちが、教室復帰や学校復帰に繋がっているわけではないが、そういうような非常に地道けれども、しっかりと繋がっていくということを積み重ねていくことが、将来的な社会的自立に向かっていくのだろう。

続いて、6 月定例議会の一般質問が昨日終わった。安心安全な環境づくり、給食、性被害防止、アレルギー対応、少子化への対応、部活動の地域展開という、さまざまなご質問いただいた。それは、子どもたちの現状と保護者の声であり、真摯に受け止めて、よりよい教育活動や環境づくりに繋げていきたいと感じている。

最後に、6 月に入った。早くも台風という状況も生まれ、丸亀城では漆喰が落ちるという被害も起きている。気候変動、さまざまな影響が学校現場にも起きている。熱中症リスクもそうである。しかしながら、体育館の空調の様子も見た。小学校の体育館でボール運動に熱中している姿も見た。非常にありがたいと同時に、一方環境や社会の変化というのは、非常に急激で、今後も予測はできない、何が起こるかわからない。そういう状況の中で、その変化に対応できる子どもたちをどう育てていくのかということを、我々としては考えていかなければいけない。

学校教育は何を育み、身につけさせるのか、何を支援するのか、逆に何をしないのか。家庭教育に何を任せる、何を返すのか、地域社会に何を任せるのか、お願いするのか、そういうようなことをしっかりと持って子どもたちに向き合うことが、教育行政に携わる我々としては、今問われているということを、学校訪問から感じている。

たくさん申したが、そういう状況である。また教育委員の皆様には、さまざまな面からご意見をいただきたい。

び委嘱)

〔総務課長〕

専決処分の報告については、丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき委嘱している丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員のうち、令和8年5月31日付で地域住民から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第20号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

〔学校給食センター所長〕

専決処分の報告については、丸亀市学校給食センター条例に基づき委嘱している丸亀市学校給食センター運営委員会委員が、令和8年5月31日をもって任期満了となったので、関係団体などの推薦に基づき専決処分により新たに委員の委嘱をしたので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第21号 専決処分の報告について（丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱）

〔まなび文化課長〕

専決処分報告については、丸亀市社会教育委員の設置に関する条例に基づき委嘱している社会教育委員に関し、丸亀市小中学校校長会より推薦委員の変更の報告があったため前推薦者を解嘱し、その残任期間について、専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第10号 丸亀市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の等の一部を改正する法律による改正後の8条に基づき、「丸亀市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定したので、教育委員会の決定を得たいものである。

〔学校教育課副課長〕

昨年 6 月 11 日に給特法等改正案が成立し、令和 8 年 4 月 1 日からは本格施行されている。これに伴い、市教育委員会には、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられた。

本計画の趣旨は、教職員がやりがいと誇りをもって子どもたちに向き合える環境を整えることにある。そのためには、長時間労働を是正し、心身の健康を守りながら、教育の質の確保、向上を図ることが重要である。こういった考えのもと、関係法令に基づき、本計画を作成するものである。

本市では、これまで教育大綱に基づき、勤務時間管理の徹底や業務の縮減など、働き方改革を推進してきた。特に、令和 6 年度以降は、人づくり石垣プロジェクトにより、さまざまな取り組みを行い、教職員の負担軽減を図っている。

詳細については、議 10-4～10-10 のとおり。

〔委員〕

この中にもあるように、これまでもいろいろな業務に関する改善を、市教委としてここ数年効率的にやってくれている。具体的に言うと、支援員や市教委の中に専門の対応する方々を入れてくれたり、学校にとっては本当にありがたいことである。総務課、学校教育課の方ともよくやってくれていると思う。

そんな中で、私自身が 1 つ気になっていることがあるので、可能であれば検討してもらえたらいいかなということで、お伝えする。

その内容は、4. (1) 学校以外が担う業務で、「登下校時の通学路における日常的な見守り活動」というのがある。小学校 2 年生から中学校 3 年生までは、それぞれが家庭の方で責任持ってやっていったらいいと思うが、市民として子どもたちの様子を見ていたときに、小学校 1 年生の子が 4 月 5 月に登校するときに、幼稚園までは保護者が送り迎えしていた関係で、小学校に入学してでも、保護者が連れて行ったり、おじいちゃんおばあちゃんが車で乗せていったりという風景を見るので、少し気になっていた。一番心配なのが、安心安全という意味で、事故に遭わず元気に学校に行って欲しい。地域住民の方もいろいろと協力もしてくれているが、やはり小学校 1 年生は心配だというところがある。

それと、内容的には家庭でやるような内容、日本の文化的に言えば、お互い助け合いみたいなところもあり、地域の方も学校に入ってくれて、いろんなことを助けてくれている。この間も、ある小学校行ったときには、プール掃除に 10 人ぐらいの大人が来て、ポンプを持ってきて掃除をしてくれて、学校としてすごくありがたかったと言っていた。

それ以外の内容、提案については、本当によく考えてくれていると思うが、肌感覚としてそ

こが心配なので、可能であれば、例えば小学校1年生の1月末までぐらいは、近くの上級生の6年生5年生4年生とかが支援をする。その世話をするのは、もしかしたら昔のように学校かもわからないし、もしかしたらPTAの方の役目かもわからないし、お互いできるところを助け合う方法もあると思う。また、地域の実態によっても違うと思う。学校の校長先生方の考えもあるので、無理のない範囲で、とにかく子どもが事故に遭わないような状況を作るのは必要であるから、各学校が考えるべきだと思う。

〔教育長〕

つまり、学校以外が担うべき業務のところの1つ目の「登下校時の通学路における日常的な見守り活動。各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しを図り、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する」というところについて、小学校1年生という子どもたちにとっては、安全の面から、学校もできる限りの配慮をするということか。

〔委員〕

検討していただけるとありがたい。

〔教育長〕

これは議論があるところである。最初に「各地域の実情を踏まえつつ」という言葉があるが、現状からいうと、市内の状況はどうか。

〔学校教育課副課長〕

丸亀市内の小学校10校が集団登校を廃止している。7校は集団登校を実施している。行っていない10校については、地域の見守りを主軸において、学校が主体的に1年生の登校指導をしているという状況である。

〔教育長〕

ただ、そんなに長い期間ではないが、帰りは学校が送れるところまで送り届けている学校も、まだまだ現状としてはあるようなので、1年生は初めての徒歩通学であり、各学校として何も支援をしてないということでは、現状としてはないとは思っている。

もう1つは、この実施計画を今回立案しなさいという国の趣旨としては、業務の3分類というのをもう5、6年前から出しているが、一番に登下校のことを挙げている。そこで、教育委員会としては、この業務はどこが担うべきかというところをはっきりさせる、これは学校がそこまで担うべきではないというところを、一応の線引きをすることが必要なのかなと私自身は思っている。

しかし現状からいくと、新入生の子どもたちを全く何も支援してないということではない気がするので、この文頭の「各地域の実情を踏まえつつ」というところで、それを含んでいるということを、ご理解いただいたらと考える。

〔委員〕

原則は、国もそういうふうに出しているから、それでいいのだが、学校として子どもを預かる立場として、校長先生とか先生方が、心配であればそんな工夫はあってもいいかなと思う。実際に 17 校中 7 校が、今も集団登校をしているというのを聞いて、結構多いと感じた。ほとんどのところがしていないのかと思っていたが、校長先生は危機感を感じて、それを続けている学校もある。1 年生に関しては、何らかの方法でできるところから、先生方の無理のない範囲で、6 年生 5 年生の上級生の支援も借りながら、やってあげてもいいのかなという気がするので、また検討してほしい。

〔教育長〕

安全というのは、当然子どもたちを守るという点から、非常に大事な点だと思う。一方、この登下校について、どこをどう考えるかというところを、教育委員会としても大事なところなので、その上で地域の実情を踏まえつつ、各学校が対応するということは、校長会等でこれをおろすときに説明したい。

〔委員〕

5 ページの項目 3 に記載されている目標値については、法令において定めることが示されているのか。

〔学校教育課副課長〕

細かい項目については、各市教育局委員会となっているので、明確には示されていない。

〔委員〕

計画の実施状況を検証しようと思ったら、当然目標が必要だと思う。この計画の中に目標値を定めるのであれば、一番最後のところに進行管理をどうするのかという項目を起こしておく必要があると思う。令和 11 年度までの今後 4 年間の計画ということになると、この期間に現状も変わってくるであろうから、例えば、中間評価で状況を確認し、必要に応じて見直しを行うといった内容である。この計画を教育委員会としても、市内の現状を把握しながら責任を持って取り組むというメッセージを示す意味でも、進行管理に係る項目を起こした方が良いと思う。

もう一点は、具体的な内容のところ、本来学校が担うべき業務、教員が担うべき業務にお

いては、今後ＡＩを積極的に活用していくことは、業務負担軽減という面でとても効果的だと思う。例えば、指導案を作成する場合には、ＡＩで大枠を作成し、それに児童や学級の実態を踏まえて加筆修正することで労力が大きく軽減される。今後、進行管理を行う中で、見直しということになれば、こうした内容を入れ込むことも考えておけばよいのかなと思う。

〔教育長〕

実は、昨年にコミュニティの方に、こういう内容をお伝えして、学校の現状から、業務の３分類を県教育委員会の方が、保護者向け、地域向けに出したときに、非常に反響が大きかったので、その内情と趣旨を説明に行ったときに、非常に厳しい意見をたくさんいただいた。例えば、校内の清掃は地域の方が担ったらいというような書き方を国はしている。登下校や通学支援も、これまで家庭、地域が、この役割分担してきたところを変えていこうとすると、非常に理解を得るのが難しいということを感じた。

しかし、文科省がこれを示すということは、大きなきっかけになっていると思うので、議論しながらでも、そこを共通理解、協力をしていただくという意味から、これからも進めていきたいと思っている。

先ほどご意見いただいたが、それだけにここでやっぱり線引きしないと、何が一番負担かというと、集団登校の班編成、そういうことに対する苦情が非常に多い。これは違うのではないかと感じているので、そういう意味からも、ここは本来家庭に返すということを明確に言いたい。

しかしながら、いろいろあるので、これを機に、今年度中にまたもう一度保護者、地域に、この趣旨を伝え、説明をしに行く予定にしている。そういうことを少しずつしながら、取り組まなければならない。

ＩＣＴについては、項目は、文科省が示している３分類の項目に合わせて作っている。これまでもＩＣＴの活用というのは進めてきたので、また現場にしっかりと伝える。

進行管理については、項目を起こすということなので、少し時間をいただきたい。

〔委員〕

ＡＩを積極的に活用されている先生方も多いと思う。それは、本当に業務改善に直接繋がる。今の時代を考えると、これまでに比べたら、一から自分が作るのに比べて、ＡＩで大体のたたき台を作る。例えば、それが授業づくりの力がつくのかというようなところは別問題として、本当に教員の業務負担軽減ということを考えたら、それは実態に合わせて、現場においても積極的に活用していったらいいと思う。

〔教育長〕

市役所の端末でもA Iが使えるようになっており、大きな業務改善となっている。教員の何を削って、何を削らないでやるかというところを、校長がしっかりと把握して、指導するべきだと思う。それは検討したい。

〔委員〕

どう活用するかという研修みたいなものされているのか。例えば、ちょっとしたワークシートを作るときに、それに付随するイラストをA Iに考えさせたらパッと作ったりするから、そういうノウハウみたいなのところも実際にわかれば、すごく進んでいく。

〔教育長〕

先日の訪問で中学生が授業で、自分でこれが疑問だと思ったことをc h a t G P Tに聞いて、いまいち適切でないなと思うと、それは聞き方を変えながらしていたので、そういう面では、授業の中、学校教育の中にはもう入っている。こちらの把握ができていないところもあり、どれぐらい事務軽減になり、どう活用しているのか、現状を捉えたい。

進行管理等の部分については、教育長に一任とさせていただきたい。

教育長が各委員に諮り、異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は令和8年5月13日から6月9日までで1件の共催申請、26件の後援申請があり、芸術、文化またはスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、すべてを承認としている。新規の申請は8件である。

1件目は、No.08031「スポパラ in BOATRACE まるがめ」。主催は丸亀市ボートレース事業局で、障がいの有無、年齢、性別、国籍など様々な違いを超えて、参加者一人ひとりが、インクルーシブな体験ができる機会を創出することを目的に、車いすバスケットボールやパラカヌーの体験などが行われる。令和8年7月4日と5日に開かれ、参加費は無料。

2件目は、No.08032「笠島建築デザイン制作コンペティション」。主催は香川大学学生団体KASASHIMA STUDIOで、本島町笠島地区を舞台に地域課題解決に興味のある学生を対象とした設計・政策コンペティションを実施するものである。令和8年9月20日と21日に、公開での審査会やトークセッションイベントが開かれ、参加費は無料。

3件目は、No.08040「令和8年度西日本シニアソフトテニス選手権大会」。西日本ソフトテニ

ス連盟が主催で、6月20日と21日に、丸亀市総合運動公園テニス場ほか、県内の会場にて西日本のシニア層のソフトテニス西日本一をかけて開催される。

4件目は、No.08045「クリントピア丸亀夏休み事業」。中讃広域行政組合クリントピア丸亀が、7月25日から8月16日にかけて、エコ丸工房にて、丸亀市と多度津町在住の小学生とその保護者を対象に、3R活動の普及啓発を目的にリサイクル体験コーナーなどを実施する。参加費は無料から1000円。

5件目は、No.08046「THEATRE Mado 開館記念事業 上原彩子ピアノリサイタル」。公益財団丸亀市福祉事業団が主催で、令和8年9月12日に丸亀市民会館大ホールで開かれる。入場料が、一般S席3000円、A席2000円、18歳以下1000円。

6件目は、No.8001「令和8年度 丸亀市スポーツ教室（初心者教室）事業 少林寺拳法夏休み教室」。丸亀武道館少林寺拳法教室が主管の事業で、令和8年7月22日から、8月28日のうち10日間、香川県立丸亀武道館で行う。参加費は無料。

7件目は、No.08048「子供哲学教室」。NPO法人子供たちの未来を応援するオアシス丸亀が主催で、哲学対話を通して子供に変化が生まれることを目的に、令和8年7月26日、丸亀市ひまわりセンターで開催する。参加費はこども無料、大学生以上1000円。

8件目は、No.08056「防災気象情報と地域連携～図書館・教育・地域がつながる～」。一般社団法人宇多津町振興財団 ユープラザ宇多津/ライブラリー宇多津が主催で、気象予報士の仕事や気象情報に関する基礎知識、災害時のポイントなどを学ぶ講演会と災害時を想定したグループワークを、令和8年8月8日、ユープラザ宇多津1階視聴覚室で開催する。参加費は無料。

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第18号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

報告第19号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後2時30分